



福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係【臨時福祉給付金担当】 ☎476-1111(173)

◆臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金について

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられましたことから、所得の低い方々への負担の影響を緩和するために、臨時的な措置として支給されるものです。

対象者は？

平成26年度分住民税（均等割）の非課税者が対象です。

ただし、住民税が非課税であっても、住民税が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

給付額は？

- 給付対象者1人につき1万円
- 給付対象者の中で下記に該当する方は5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者等
 - ・児童扶養手当、特別障害手当等の受給者等



子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられましたことから、子育て世帯の影響を緩和し、消費の下支えを図るために、臨時的な措置として支給されるものです。

これは、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、併給調整をして支給するものです。

対象者は？

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
 - ※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人あたり月額5,000円を支給しているものです。
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表1）

表1 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数 (例)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
妻・子1人(2人)	917.8万円
妻・子2人(3人)	960万円

対象児童は？

支給対象者は平成26年1月分の児童手当・特例給付金の対象となる児童

ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、または生活保護の受給者となっている児童等は除きます。

支給額は？

- 対象児童1人につき1万円

これらの申請手続きはどうすればいいの？

申請先は、平成26年1月1日において住民登録がされている市町村となります。

申請・支給手続きについては、**現在準備中**です。**6月以降に申請書等を発送する予定**です。

なお、受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。

注意！

- ・給付をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください。
- ・支給は**口座振替**を予定しております。